

<p>全国統一要求（抜粋）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全ての公共工事現場で直接工事費分の単価支払いを実現</li> <li>2. 碎石、砂利、砂、合材などの骨材運搬の収入も1日4万円以上に</li> <li>3. 過積載復活させるな</li> </ol>	 <p>建交労全国ダンプ部会</p>	<p>発行所 全日本建設交運一般労働組合 東京都新宿区百人町4-7-2 電話 03(3360)8021 毎月25日発行 1部 50円</p>
--	--	--

# ストップ! 安倍政権 春の運動に取り組もう



マイナンバーは、安心・安全な仕組みで各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。これによって国や地方公共団体等の情報連携が可能になり、さまざまなメリットをもたらします。

**国民の利便性の向上**  
年金や福祉などの申請で、書類の添付が減ります。  
行政の手続きが、正確で早くなります。  
災害時の行政支援に、マイナンバーを活用。

**行政の効率化**  
通正・公平な課税を実現します。  
年金などの社会保障を、確実に給付します。

**公平・公正な社会の実現**  
マイ・ポータル(政府) 国民のパソコンから様々な情報を取得できる個人用サイトです。  
マイナンバーカード 携帯型で持ち運びが便利。マイ・ポータルと連携して、必要な情報をいつでも取得できる。

この2つで、さらに便利に!  
マイ・ポータル(政府) 国民のパソコンから様々な情報を取得できる個人用サイトです。  
マイナンバーカード 携帯型で持ち運びが便利。マイ・ポータルと連携して、必要な情報をいつでも取得できる。

制度実施の流れ  
平成27年10月～ 平成28年1月～ 平成29年1月～ 平成29年7月～  
マイナンバーの通知を住民票の住所へ送付開始  
社会保険・税・災害対策の手続きで、マイナンバーの利用が開始  
申請者に、マイナンバーカードを交付  
国の行政機関の間で、情報連携を開始  
地方公共団体等も含めた、情報連携を開始

事業者の皆様にも、大切なお知らせがあります。

マイナンバー制度の利便性を強調する政府の広報紙。だまされないようにしましょう。

Q2-3-2 申告書等に個人番号・法人番号を記載していない場合、税務署等で受理されないのですか。

(答)  
申告書や法定調書等の記載対象となっている方で個人番号・法人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号・法人番号を記載することはできませんので、個人番号・法人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません。

Q2-3-3 申告書等を税務署等に提出する際、個人番号・法人番号の記載がない場合や誤りがある場合に罰則の適用はあるのですか。

(答)  
申告書や法定調書等の税務関係書類を税務署等に提出する際に、個人番号・法人番号を記載しなかった場合や誤りがあった場合の罰則規定は、税法上設けられておりませんが、個人番号・法人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務ですので、正確に記載した上で提出をしてください。

国税庁ホームページから抜粋、個人番号の不記載による罰則等ははありません。

**マイナンバー相談は 気軽に組合事務所へ**

マイナンバー制度は、日本国憲法で保障されたプライバシー権(第21条通信の秘密保持等)を侵害する危険な法律です。今後は、利便性を口実に、マイナンバー制度の利用拡大を強めてくる可能性が強まっています。各支部では学習会などを通してその危険な本質を広めて、制度を形が化させる運動に取り組めます。あわせて、マイナンバーの対応に困っている仲間たちに「組合に入っている」と呼びかけ、反対の世論を広げましょう。

**確定申告相談会で 対処すべきことは?**

二〇一五年分の確定申告書には「個人番号」を記載する必要は今のところありません。「届出書」などの一部には番号の記載を求めている書類もありますが、個人番号の不記載による罰則や申告書の受領を拒否するなどの不利益は発生しないことを明らかにしています。

**個人番号カードの申請は 必ずしなければいけない?**

通知カードと一緒に「個人番号カード」の申請書を送られてきたと思います。申請書に本人の写真を貼って申し込

むと「個人番号カード」が付される仕組みです。「個人番号カード」はICチップがついたカードで、表面に氏名住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバーが記載されます。政府は「個人番号カード」の取得を推進して

**職場での取り扱い**

源泉徴収や雇用保険など、事業主にたいして従業員個人番号記載を求められる書類があります。しかし、税務署、ハローワークとも不記載でも受領することを表明しています。事業主は「従業員から提供された個人番号を適切に保管、廃棄する責任があり」、「漏えい等が発覚した場合には最高4年以下の懲役または二〇

**組合事務所での対応は 番号は厳格に取扱います**

全国ダンプ部会では、組合員の個人番号に極力関与しないことを基本方針にします。やむを得ず番号の「提供」を受けられる場合でも、その保管や廃棄については、マイナンバー法の安全管理措置にもとづき厳格に取り扱うことを確認しています。

**マイナンバー制度 国民管理・監視につながる**

全国の仲間みなさん、あけておめでとう。今年もよろしくお願ひします。昨年11月以降、各組合員の自宅に「マイナンバー」(個人番号)が国から郵送されてきたと思います。いま全国各地でマイナンバー制度にたいする不安や不満が広がっています。国家権力による国民管理・監視と膨大な個人情報漏えいにつながるマイナンバー制度の危険な本質を学習し、制度の反対及び廃止を求める運動を広げたいと思います。

**全ダンプ 国民管理・監視につながる**

〇万円以下の罰金の対象にもなります。事業主、従業員ともに個人番号の取り扱いにたいする不安がある場合、労使共同による不記載、不提供を呼びかけます。また、個人番号の提出拒否を理由にした懲戒処分などの不利益な扱いは許されません。マイナンバー制度は、事業主・従業員共にデメリットしかありません。組合事務所での対応は番号は厳格に取扱います





埼玉県庁職員へ元気良くピラを配布する埼玉南部・北部の仲間たち(1月4日埼玉県庁前)

# 安心して働ける 適正単価の確立を

埼玉北部・南部

## 新春宣伝に70名参加 ピラ二、〇〇〇枚配布

1月4日(月)に埼玉南部支部・北部支部の両支部は合同で、毎年恒例の埼玉県庁の仕事始めに合わせた、「県庁前 新春宣伝行動」をおこないました。宣伝行動には、建交労埼玉県本部や埼玉連など各団体からの参加もあり、総勢70名ほどの仲間とピラ配布と宣伝をおこないました。毎年実施されていることもあり、県庁に向かう職員の方からピラを取りに来ることもありました。

ダンプレ労働者に現場で支払われている単価や過積載の実態に触れ、元請のピンハネをなくす為にも埼玉県の「公契約条例」の制定を強く望む内容のピラを仲間たちが1人ひとりに手渡ししました。早朝から1時間30分にわたる宣伝行動で用意した二〇〇〇枚のピラはすべて配り終えました。

総括では「これからもダンプレの実態と公契約条例の必要性を大きく宣伝していく事が重要です。今年も仲間とともに全力で行動しよう」とまとめられました。大きな拍手で散会となりました。

### 公契約条例を制定し 単価たたきをなくせ

新年1月4日(月)に神奈川県ダンプレ支部は、毎年恒例の県庁前宣伝行動に取り組みました。ダンプレ支部から7名、事業団支部9名、神奈川労連からも1名が参加しました。朝7時45分から初出勤する県職員に対して、神奈川県が発注する工事におけるダンプレの積算単価とピンハネ問題について言及し、解決に向けて「黒岩県知事へ公契約条例制定の決断を求めよう」内容のチラシ七五〇枚を全て配布しました。終了後には県土整備部技術管理課に新年のあいさつに行きました。今年も課長が対応し、県工事で交通事故がないよう環境整備を行う事と、12条団体等の使用促進の推進を求めました。

### 大臣宛署名・アンケート 税金相談会に参加しよう

全国ダンプレ部会では毎年、国土交通大臣宛にダンプレの要求実現を求め署名を集めています。また、全国の仲間たちの実態を把握する為の要求アンケートも実施しています。各組織では集約に向けて積極的にご協力ください。2月からは確定申告が始まります。各支部では税金相談会に取り組みます。未加入の仲間を誘って参加しましょう。

### 分会確立・組織活動を強化し 組織純増5%を達成しよう

12月13日(日)、福島ダンプレ第30回定期大会を開催しました。県内各地から25名の代表者と役員が参加し、活動報告、決算報告など真剣に耳を傾けていました。福島ダンプレの弱点は組織的な体制が弱いという事です。かつては、組織的に活動してきましたが今は、定例的に会議をもっている分会もなく、執行部体制も弱体化しています。今年度は、分会体制の確立と組織強化に力を入れていく方針です。また組織拡大で東北ブロックでは、各県次回の全国大会までに、純増5%増を目指すことを誓いました。

### 要求実現の闘いを強化し 組織拡大で奮闘しよう

12月28日(土)、秋田市内で第29回定期大会を開催しました。ダンプレ・建設労働者の労働条件改善を取り組んできた1年の活動報告と新年度の方針と予算提案がおこなわれました。不当解雇などで会社と闘ってきた西山運輸分会の山さんから勝利和解を勝ち取ったこと、現在、労働条件について交渉中であることを報告し、これからの決意を述べました。大会は提案された議案を満場一致で採択し、要求実現、組織拡大に奮闘しようという決意を固め、役員を再任しました。



今年で11年目に突入した新春宣伝行動を終えた神奈川ダンプレの仲間たち(1月4日神奈川県庁前)

**役員体制**  
執行委員長 井垣 剛  
副執行委員長 森谷 穂  
特別執行委員 鈴木 好信  
書記 長 瀧柳 勝彦

**役員体制**  
執行委員長 田中 喜三男  
副委員長 高橋 正彦  
同 長谷川 久雄

**役員体制**  
執行委員長 佐々木 誠  
副委員長 島村 良雄  
書記 長 澤口 常良  
書記次長 神山 悦子



組織活動を強化し、全組合員の力で組織拡大を進めよう(12月13日福島県郡山市内)